

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録に関するQ & A

Q 1 特性接種の登録とは何か、そもそも何故登録が必要なのか。

A 1 新型インフルエンザは、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念されている。

特定接種とは、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行うなど、サービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種の事であり、障害福祉サービスにおいては、障害者総合支援法に規定する「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「施設入所支援」、「共同生活援助」として指定を受けた事業者並びに児童福祉法に規定する「福祉型障害児入所施設」として都道府県知事に届出又は認可を受けた施設を営む事業者が対象事業者として該当している。

今回、これらの事業者に対し、事前に事業者情報を登録していただくことで、必要なワクチンの量を把握するとともに、インフルエンザ発生時にスムーズに予防接種が行えることを目指している。

詳しくは、添付の【新型インフルエンザ等対策・特定接種について】を参照されたい。

Q 2 事業者登録は指定事業単位か、法人単位か。

A 2 法人単位である。複数の事業がある場合は、「事業所と接種実施医療機関の登録画面」の「追加登録」をクリックし、追加登録をしていただきたい。

なお、事業所番号は本登録画面の「事業の種類情報」の備考欄に、指定事業所毎に記入していただきたい。

詳しくは、添付の【特定接種管理システム申請者用操作マニュアル】を参照されたい。

Q 3 特定接種の対象者は、全従業員か。

A 3 介護職員、保健師、看護師、准看護師、保育士、理学療法士等の直接処遇職員、又は施設長等その他の意思決定者が対象者となる。

Q 4 一人の従業員が複数の事業を兼務している場合の登録方法は。

A 4 ワクチンは1人1本なので、主たる事業における従業員として登録していただき、兼務先の従業員との重複登録は行わないでいただきたい。

なお、障害福祉サービスと介護保険サービスの兼務など、障害福祉サービス以外の業務との兼務についても同様に、主たる事業における従業員としていずれか一方に登

録していただきたい。

Q 5 特定接種の該当事業だが、現状障害支援区分 4 以上の利用者がいない場合は登録できないのか。

A 5 現状対象となる利用者がいない場合でも、将来的に発生する可能性がある場合など、登録することは可能である。

Q 6 送付された ID とパスワードは全部で 14 種類あるが、それぞれどういったものか。

A 6 「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「施設入所支援」、「共同生活援助」「福祉型障害児入所施設」（7 事業）において、民間、公立（自治体立）それぞれに ID とパスワードが付与されているため、全部で 14 種類となる。

Q 7 複数の職員で事業者の登録確認作業を行うことは可能か。

A 7 同じ ID とパスワードで、同時に複数のログインが可能であることから、複数の職員で確認作業を行うことは可能である。

なお、確認方法の詳細については、添付の【特定接種管理システム管理者用操作マニュアル】を参照されたい。

Q 8 自治体の担当部署のメールアドレスの登録をまだ実施していないが、管内の事業者が事業所情報を登録できるか。

A 8 担当部署のメールアドレスの登録がないと、事業者が登録してもエラーとなるため入力できない。事業者の登録は 10 月 14 日から始まるため、未登録の自治体は、早急な登録をお願いする。

なお、登録方法については、添付の「【作業依頼・周知依頼】新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請内容の確認について」によりご確認いただきたい。

Q 9 自治体の担当部署のメールアドレスの変更は可能か。

A 9 可能である。この場合、添付の「【作業依頼・周知依頼】新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請内容の確認について」の別添 1、2 により変更するメールアドレスを申請していただきたい。

メールアドレスの変更が完了すると、システムから確認メールが届くので、それ以降、変更後のメールアドレスを活用いただきたい。